

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十九 (略)</p> <p>二十 削除</p> <p>二十一〇五十五 (略)</p> <p>五十六 リツキシマブ点滴注射後におけるミコフェノール酸モフェチル経口投与による寛解維持療法 特発性ネフローゼ症候群(当該疾病の症状が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであつて、難治性頻回再発型又はステロイド依存性のものに限る。)</p> <p>五十七 内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は喉頭がん(TNM分類がTis、T1又はT2、N0及びM0である患者に係るものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十九 (略)</p> <p>二十 ボルテゾミブ静脈内投与、メルフェラン経口投与及びデキサメタゾン経口投与の併用療法 原発性ALアミロイドーシス</p> <p>二十一〇五十五 (略)</p> <p>(新設)</p>